

第 2 章 会計

○大隅肝属広域事務組合財務規則

平成21年 4 月 1 日

大隅肝属広域事務組合規則第15号

肝属地区一般廃棄物処理組合財務規則（平成12年肝属地区一般廃棄物処理組合規則第9号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 大隅肝属広域事務組合における財務に関する事務については、別に定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

（準用規定）

第 2 条 財務に関する事務については、鹿屋市予算規則（平成18年鹿屋市規則第59号）及び鹿屋市会計規則（平成18年鹿屋市規則第60号）を準用する。ただし、同規則中「市」とあるのは「組合」と、「市長」とあるのは「管理者」と、「企画財政部長」とあるのは「事務局長」と、「部長」とあるのは「課長」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。